海難防止へのインフォメーション

海難審判裁決書

令和3年3月に海難審判所で言い渡された裁決39件が、ホームページに掲載されました(令和3年5月)

区 分	海難審判所(東京) 2件 3隻	地方海難審判所(函館1、仙台4、横浜11、神戸8、広島6、門司3、長崎2、那覇2)(37件 56隻
海難種類(件)	衝突1、乗揚1 計2件	衝突17、乗揚10、施設等損傷4、衝突(単)3、死傷等2、機関損傷1	計37件
関係船舶(隻)	貨物船3 計3隻	漁船18、貨物船12、水上オートバイ6、モーターボート5、遊漁船3、作業船2、油送船2、砂利運搬船1、引船1、台船1、瀬渡船1、旅客船1、交通船1、ヨット1	押船1、 計56隻
死 傷 者(人)	死亡4 計4人	死亡2、負傷14	計16人

上記のうち、海難審判所(東京)の裁決2件について、"概要版"を作成しました 公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は海難審判所HPでご確認ください

- ① <u>犬吠埼沖合で、貨物船同士が衝突し、1隻が沈没して乗組員4人が死亡した事例</u> 視界制限状態となった犬吠埼南方沖合で、南下する貨物船と北上する貨物船とが衝突し、南下する貨物船が沈没した
- ② 宮城県金華山西岸で、貨物船が乗り揚げた事例

金華山瀬戸を北方に通航する予定の貨物船が、金華山西岸に乗揚げ、船体及び海底電力線を損傷し、金華山で停電が発生し、貨物船はのち廃船処理された

海難防止への インフォメーション

① <u>貨物船A(499hン)</u> <u>貨物船B(499hン)</u> <u>衝突事件</u>

(視界が制限された状況下、貨物船同士が衝突して貨物船Aが沈没し、同船の乗組員4人が死亡した)

【海難概要】 夜間、犬吠埼南方沖合において、霧で視界が制限された状況下、貨物船A(499トン、鋼材約1,310トン積載、5人乗組)が南下中、貨物船B(499トン、鋼材コイル約870トン積載、4人乗組)が北上中、A船の左舷船首部とB船の船首とが衝突し、A船が、浸水して沈没し、同船の乗組員4人が死亡した

(航法の適用)

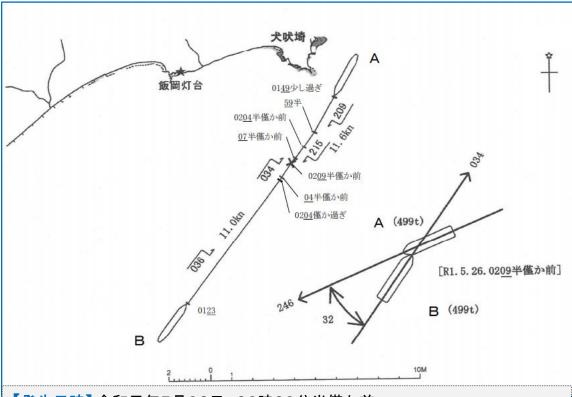
*一般法である海上衝突予防法(予防法)が適用され、霧で互いに他の船舶の視野の内になかったことから、同法第19条の視界制限状態における船舶の航法が適用される

《原因》 両船共に、予防法第19条第6項により、同じ原因が摘示された

- ·霧中信号を行わなかった ·安全な速力としなかった
- ・針路を保つことができる最小限度の速力に減じなかった
- ・必要に応じて行きあしを止めなかった
- ※両船の船長が、船橋当直者に対し、視界制限状態になったときには直ちに報告するよう、指示 を徹底しなかったこと、船橋当直者も、視界制限状態になったことをそれぞれの船長に報告 しなかったことが、運航不適切を招いた

《背景》

- ・A船の船長は、出港時の視界が良好であったこともあり、各船橋当直者が無難に 航行するものと思っていた
- ・B船の船長は、瀬戸内海に比べて航行船舶が少ないので、各船橋当直者が無難に航行するものと思っていた
- ・B船の船橋当直者は、A船と著しく接近することとなるのを認めたが、互いに右舷を対して航過できると思っていた



【発生日時】令和元年5月26日 02時09分半僅か前

【発生場所】千葉県犬吠埼南方沖合

【死傷者】死亡4人(A船乗組員)

(A船)船

【 損 傷 等 】A船:浸水して沈没 B船:球状船首に折損、左舷錨シャンクに曲損

[受審人]

《懲戒》

長:四級海技士(航海) → 戒告

(B船)船 長:四級海技士(航海)→ 戒告

(B船) 一等航海士:五級海技士(航海) → 2箇月業務停止

*A船の船橋当直者(二等航海士)は死亡したため、受審人に指定されなかった

海難防止への インフォメーション

② <u>貨物船A(486F)</u> 乗揚事件

(貨物船が、金華山瀬戸へ向け北上中、金華山西岸に乗り揚げ、船体及び海底電力線を損傷した)

【海難概要】 貨物船A(486トン、山砂1,600トン積載、5人乗組)は、金華山瀬戸を通過する予定で航行中、金華山西岸に乗揚げ、船底外板に破口等を生じ、海底電力線を損傷して金華山の7戸が停電し、A船はのち廃船処理された

(関連情報)

- ・A船は、船橋航海当直警報装置の感知から警報までの間隔を12分間に設定していたが、警報が発せられないまま、船橋当直者が居眠りに陥ってしまった
- ・二等航海士(船橋当直者)は、8月上旬から連日山砂を運搬する航海に従事しており、疲労が蓄積し、 睡眠不足の状態になっていた
- ・二等航海士は、南方からのうねりによる船体動揺を軽減するため、針路を026度に定め、自動操舵としていた。
- □二等航海士は、椅子に腰を掛けた姿勢で操船に当たっていた

《原因》 金華山瀬戸を通航する予定で航行中、

A船: 居眠り運航の防止措置が不十分で、金華山西岸に向首進行した

*二等航海士は、疲労と睡眠不足に加え、周囲に他船を認めなくなったことから気が緩み眠気を催した際、椅子から立ち上がって身体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべきであった

《背景》

・二等航海士は、間もなく手動操舵に切り替えて金華山瀬戸を通航するので、それ まで眠気を我慢できると思っていた

[受審人] 《 懲戒 》

二等航海士:四級海技士(航海) → 1箇月業務停止

【発生日時】

平成30年9月6日 05時21分半僅か前 【発生場所】

宮城県金華山西岸 【死傷者】

なし

【損傷等】

船底外板に破口等 のち廃船処理 海底電力線を損傷

